

給与支払報告書(個人別明細書)記載に関わる令和8年度(令和7年分)からの改正点

詳細は、国税庁で作成している「令和7年分年末調整のしかた」及び「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご覧ください。

○基礎控除の見直し

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額		改正前	
	改正後(注1)			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下(200万3,999円以下)	95万円(注2)			
132万円超336万円以下(200万3,999円超475万1,999円以下)	88万円(注2)	48万円		
336万円超489万円以下(475万1,999円超665万5,556円以下)	68万円(注2)			
489万円超655万円以下(665万5,556円超850万円以下)	63万円(注2)			
655万円超2,350万円以下(850万円超2,545万円以下)	58万円			

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

○給与所得控除の見直し

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前
	改正後	改正前	
162万5,000円以下		55万円	
162万5,000円超180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下		その収入金額×30%+8万円	

(注) 給与の収入金額190万超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

○特定親族特別控除の新設(19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方対象)

特定親族 特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超85万円以下
61万円	20	21	85万円超90万円以下
51万円	30	31	90万円超95万円以下
41万円	40	41	95万円超100万円以下
31万円	50	51	100万円超105万円以下
21万円	60	61	105万円超110万円以下
11万円	70	71	110万円超115万円以下
6万円	80	81	115万円超120万円以下
3万円	90	91	120万円超123万円以下

適用する場合、該当区分の数字を給与支払報告書(個人明細書)の扶養親族等の区分欄に記載してください。

そのほか、扶養親族等の所得要件の改正もされました。給与支払報告書(個人別明細書)の扶養親族等の記載の仕方に大きな変更はございません。